

(様式 1)  
審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	薬務衛生課	検索番号	1-1
法令名	大麻取締法	根拠条項	5-1	
許認可等	大麻栽培者及び大麻研究者の免許の付与			
<b>(根拠規定)</b>				
○大麻取締法(昭和 23 年 7 月 10 日法律第 124 号)				
第五条 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。				
2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。				
一 麻薬、大麻又はあへんの中毒者				
二 禁錮 <sup>ニ</sup> 以上の刑に処せられた者				
三 未成年者				
四 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの				
○大麻取締法施行規則(昭和 23 年 7 月 22 日厚生・農林省令第 1 号)				
第 2 条の 2 法第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。				
<b>(許認可等の基準)</b>				
大麻取締法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とするものと解されており、大麻の不正取引や不正使用を防ぐため大麻を取り扱う者について免許制を採用し、免許を付与するに当たり、同法の目的に反しない者かどうかを判断した上で知事の免許を与えるものである。				
(平成 11 年 1 月 14 日付け医薬麻第 35 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知)				
○大麻研究者の免許を与える要件				
1 個人の趣向を満たすための吸食等をしない者				
2 公的機関又はこれに準ずる機関等に勤務し業務上大麻を取扱うことを必要とする者				
3 大麻に関して相当の知識を持ち、医学、薬学、化学、農学等の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、かつ研究上、大麻の使用が特に必要と認められる者				
4 研究目的、内容、栽培方法(栽培する大麻草の管理、処理方法を含む。)及び大麻の使用方法等が、学術研究上又は試験検査上の見地から妥当なものである者				
<b>(構造設備)</b>				
1 栽培場所が、容易に大麻を盗取される恐れのある場所等、管理上不適当な場所でないこと。				
2 大麻(種子を含む)を安全に保管する専用の設備を研究施設内に設けること。				
<b>(保管設備)</b>				
1 容易に外部から侵入できる設備でないこと。				
2 施錠ができること。				
3 スチール製又は同等以上の強度の材質であること。				

(様式 1)  
審査基準 (申請に対する処分関係)

4 固定してあるか又は移動不可能な重量のものであること。

○大麻研究者の免許を与える要件

大麻栽培者とは、大麻の栽培に社会的な有用性が認められ、かつ、大麻の栽培に合理的な必要性がある場合であって、次に掲げる者をいう。

なお、「社会的な有用性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品を伝統的祭事に使用すること、麻布製品の原材料として使用することなどをいう。

また、「合理的な必要性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品でなくてはならない又はそれらの代替えをする適当なものが各種の事由によりない場合をいう。

(平成 11 年 1 月 14 日付け医薬麻第 35 号厚生省医薬安全局麻薬課長通知)

1 大麻栽培者とは、大麻の繊維及び種子を採取し、それらを農作物として出荷又はその加工物の製造のため、出荷する者で、それらを商品経済ルートにのせ一定の収入を得ることを目的とする者をいう。

但し、種子を大麻取扱者以外の者に譲渡する場合は、発芽しないよう処理することが必要である。

2 大麻を個人の趣向を満たすために栽培し、若しくは吸食目的で栽培する者でないこと。

3 大麻栽培者として必要な経営的又は技術的能力を有すると認められる者

4 栽培地が、その土地の環境若しくは位置から判断して、栽培者自らが大麻草の盗取等にあうおそれのないよう管理ができる者であること。

栽培地及び保管設備

1 栽培場所が、容易に大麻を盗取される恐れのある場所等、管理上不適当と認める場所でないこと。

2 繊維及び種子とその他のものを選別する器具機械を設置すること。

3 大麻を安全に保管する専用の設備を設けること。

(保管設備)

1 容易に外部から侵入できる設備でないこと。

2 施錠ができること。

3 スチール製又は同等以上の強度の材質であること。

4 固定してあるか又は移動不可能な重量のものであること。

(その他)